

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 児童福祉法等の一部を改正する法律  
規制の名称： 新たな子育て支援事業等に対する監督等  
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局： 子ども家庭局  
評価実施時期： 令和4年1月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

- 家庭環境や養育環境、社会的養護に関する支援を強化する事業（以下「家庭環境等支援事業」という。）や里親支援事業を行う児童福祉施設（以下「里親支援センター」という。）を新設し、家庭環境や養育環境の支援、社会的養護に係る児童等に対する支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することとしている。
- 家庭環境等支援事業及び里親支援センターについて、事業開始の届出や事業者への秘密保持義務、事業制限や停止の命令等を行わないこととすると、行政官庁による事業の監督ができず、事業の質が担保されないこととなり、利用者が安心して事業利用をすることができない他、児童や妊産婦等の生命や身体の安全に危険が及ぶ可能性がある。また、事業者にとっても、事業の適切な運営が困難となる他、利用者の信頼が得られず、事業実施が滞る可能性がある。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- (1) 家庭環境等支援事業及び里親支援センターを経営する事業について、事業の質の確保を図り、利用者の生命や身体の安全を確保するため、社会福祉法に定める第二種社会福祉事業として位置付け、事業開始の届出等の手続など適正な運営の確保のため必要な規制を設けることとする。
- (2) 家庭環境等支援事業のうち、児童単独での利用や多様な事業者の参入が想定されるものについては、特に事業の質の担保を図るため、児童福祉法上に事前届出や事業制限・停止命令、事業者への秘密保持義務等の規制を設けることとする。
- (3) 里親支援センターについて、被虐待経験を有する児童等を家庭的な環境で養育する里親について、適切な支援を行い、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するため、当該施設を児童福祉施設として位置付け、事前届出や事業制限・停止命令、事業者への秘密保持義務等の規制を設けることとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

家庭環境等支援事業者や里親支援センターを経営する者は、適切な事業運営のために必要な人員配置等の所要の対応を行うための費用が発生するが、若干の増加にとどまるものと考えられる。なお、家庭環境等支援事業者や里親支援センターを経営する者が、事業開始等の届出を行うこととなるが、届出の内容についてはオンラインによる提出を可能とするなど、簡素な内容とする予定である。

また、これらの者は、必要に応じ行政からの調査に応じることとされ、行政による事業制限・停止命令に従うこととされるが、これらは事業を適切に運営することを確保するためのものであり、事業者が法令に則って適正に事業運営を行う場合には金銭的負担は生じない。

#### 【行政費用】

行政機関は、法律に規定する届出の受理や必要に応じた調査や事業制限・停止命令を行うこととなり、届出等を確認する際の事務費用等は発生する。なお、その他特有のシステム開発や事業の実施は要しないため、その点については追加の金銭的負担は生じない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が

生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

都道府県知事や市町村長が事業者等へ事業開始の届出等を提出させ、事業者等に対して秘密保持を義務付け、また必要に応じて調査や事業停止命令等を行うこと等を通じて事業実施者等を監督することにより、事業や施設の利用者について、①不適切な事業を実施している場合の是正が可能となり、事業の質の担保が図られ、②利用者が安心してサービスを利用することができるようになり、③児童や妊産婦等の生命や身体の安全が図られることとなる。また、事業実施者等についても、行政官庁の監督により、健全な事業の運営が担保されるとともに、利用者からの信頼が高まることにより、事業を円滑な実施が図られることとなる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の価値化は困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

○ 家庭環境等支援事業を行う者や里親支援センターを運営する者について、事業開始等の届出や必要に応じた調査への対応等は生じるものの、簡素な規制とすることにより費用等の発生は抑制されている。

○ 規制を導入することで、家庭環境等支援事業や里親支援センターを運営する事業の適正な運営を確保することにより、利用者が安心してサービスを利用することができるようになり、児童や妊産婦等の生命や身体の安全が図られることとなるほか、事業実施者等の健全な事業の運営の担保も図られることとなるため、増加する費用を上回る便益を得ることができると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

○ 代替案として、家庭環境等支援事業及び里親支援センターを運営する事業を第二種社会福祉事業として位置づけることはせず、また児童福祉法に基づく届出を任意とし、事業者への調査を行う旨の規定を通知上設けることとすることも想定される。

○ この場合、多様な事業者が存在している中で、都道府県知事や市町村長が任意の届出をした事業者のみ把握することとなり、家庭環境等支援事業者や里親支援センターを運営する者を網羅的に把握することができず、当該事業者が不適切な運営をすることを事前に防止することが困難となる。また、事業者への調査を行う旨の規定を通知において整備する場合、法律上の根拠なく協力を求めることとなるため、事業者が当該求めに応じない可能性が高まり、事業の不適切な運営を改善することが困難となる。家庭環境等支援事業や里親支援センターに係る事業については、児童や妊産婦の生命や身体の安全と密接に関わるものであるところ、事業の適正な運営が確保されない場合、当該者の安全が確保されず、改正案と同等の便益が期待できないこととなる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

● 社会保障審議会児童福祉部会社会的養育専門委員会「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」（令和4年2月10日）において、次のとおり記載されている。

#### IV. 安心して子育てができるための支援の充実

##### （1）全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援

##### ① 基本的な考え方

○ 保育サービスの整備について取組が進められ、一定の効果が見られるようになってきている。他方で、子育てする保護者や子どもの家庭環境、養育環境をより良くするための支援について充実を図る必要がある。具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、その充実を図る。

ア：子育てする保護者の負担や悩みを軽減する

イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する

ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する

（略）

##### （2）支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

①・② （略）

③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援について

i) 子どもと保護者への支援

(略)

- こうした中、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することができるよう、体制整備を図る。具体的には、親子再統合支援については都道府県等がその体制整備を進めることに努めなければならないものとし、整備の促進が図られるよう、事業として制度に位置づける。

(略)

ii) 支援を必要とする妊婦への支援

- 支援を必要とする妊婦に対する支援は、制度に位置づけのない補助事業（産前・産後母子支援事業）による他、各地のNPO法人などが率先して独自に対応している状況である。妊婦への支援の充実と0歳・0か月・0日の子どもの痛ましい事案を減らす観点から、支援を必要としている妊婦（特定妊婦等）について、以下のア～エを包括的に行う支援事業を制度に位置づける。

(略)

(3) 社会的養護・代替養育

① 家庭養育優先原則の推進

- 里親支援機関（フォスタリング機関）は、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された子どもの成育をより良いものとする機能の2つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することによる地域の子どもの養育環境の向上にも資する。また、里親支援機関（フォスタリング機関）は里親に寄り添い里親の立場に立って支援を行う機関であることが求められる。

- こうした中で、里親等支援をより効果的に行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされた子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようにすべきである。このため、里親支援機関（フォスタリング機関）を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関（フォスタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。

(略)

V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

(1) 権利擁護

① 子どもの意見・意向表明

(略)

- 子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、意見・意向表明支援（アドボケイト）（※）が行われる体制の整備を都道府県等の努力義務にする。また、子どもの意見・意向表明を支援する活動を都道府県等による事業とし、都道府県等は意見・意向表明支援を行うことができるものとする。

(略)

(2) 社会的養育経験者の自立支援

(略)

③ 在宅にいる児童等への自立支援

(略)

- 具体的には、通いや訪問により自立支援を提供する拠点を事業として制度に位置づける。この拠点は、児童等が集まることができる場を提供し、児童等に寄り添った相談支援を行い、児童等が必要とする場合において、住居の確保支援、就学・就労支援、就学・就労の継続支援、医療や福祉制度、司法の利用支援の調整などを行うとともに、児童等の状況を確認し、必要な場合には訪問し、児童等の自立を支援する。

(略)

## 8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

- 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。